

医政発 0126 第 1 号
令和 6 年 1 月 26 日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症に係る衛生検査所の臨時的な取扱いについて」等の
廃止について（その 2）

新型コロナウイルス感染症に係る衛生検査所の臨時的な取扱いについては、「「新型コロナウイルス感染症に係る衛生検査所の臨時的な取扱いについて」等の廃止について」（令和 5 年 4 月 26 日付け医政発 0426 第 2 号厚生労働省医政局長通知）及び「新型コロナウイルス感染症に係る衛生検査所の臨時的な取扱いの廃止について」（令和 5 年 4 月 26 日付け厚生労働省医政局地域医療計画課医療関連サービス室事務連絡）により、関連通知等（※）を廃止し、新型コロナウイルス感染症に係る検体検査を行う衛生検査所を開設する場合の特例を終了するとともに、当該関連通知等により既に登録を受け、又は業務を行っている衛生検査所（以下「臨時の衛生検査所」という。）に係る特例の終了時期については追って連絡するとしておりましたが、今般の感染状況等を踏まえ、臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 19 号）により臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和 33 年厚生省令第 24 号）を改正し、令和 6 年 3 月 31 日をもって臨時の衛生検査所に係る特例措置を終了することといたします。

貴職におかれましては、上記について御了知の上、貴管下の臨時の衛生検査所に対し、本通知の周知徹底を図るとともに、特例の終了日までに臨時の衛生検査所の廃止又は臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）第 20 条の 3 に基づく衛生検査所の登録が行われるよう指導をお願いいたします。

また、医療機関によっては、現在も臨時の衛生検査所に診療の用に供する検査の委託を行っている場合がございますので、貴管下の医療機関に対しても、本通知について周知いただくとともに、医療機関の検査体制の確保に御協力いただきますようお願いいたします。

(※)

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る病原体核酸検査のみを行うために衛生検査所を臨時的に開設する場合の取扱いについて」（令和2年3月5日付け医政発0305第1号厚生労働省医政局長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る病原体核酸検査のみを行うために臨時に開設した衛生検査所における感染管理や精度管理等について」（令和2年3月5日付け厚生労働省医政局地域医療計画課医療関連サービス室事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る検査を車両により移動して行う衛生検査所の取扱いについて」（令和4年2月9日付け医政発0209第15号厚生労働省医政局長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る検査を行う衛生検査所について」（令和4年2月9日付け厚生労働省医政局地域医療計画課医療関連サービス室事務連絡）